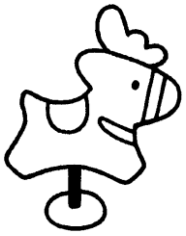

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザは、学校保健安全法により出席停止期間が決められている感染症です。感染した場合は、必ず学校を休まなければいけません。（出席停止は欠席扱いにはなりません。）

インフルエンザの出席停止期間は**『発症した後５日間を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで』**です。

- インフルエンザを発症してから５日経っていること（発症した翌日を１日目とします）
- 熱が下がってから２日経っていること

この２つの条件をどちらも満たす必要があります。

発熱期間⬇	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
2日間	☹	☹	☺	☺	☺	☺	🏫		
3日間	☹	☹	☹	☺	☺	☺	🏫		
4日間	☹	☹	☹	☹	☺	☺	🏫		
5日間	☹	☹	☹	☹	☹	☺	☺	🏫	
6日間	☹	☹	☹	☹	☹	☹	☺	☺	🏫

☹ …発熱　　☺ …発熱なし　　🏫 …登校可能

- 初めて発熱がみられた日を発症とします。
- 発症した日を0日とし、発症した翌日から１日、２日…と数えます。
- 発熱した日と解熱した日は発熱期間に含みます。

意見書の提出が必要です

　インフルエンザに感染していることが分かりましたら、必ず学校まで連絡をお願いいたします。症状なども詳しく教えていただけると助かります。

　出席停止の場合は、完治後に登校する際、医師の記入による「学校感染症に関する意見書」の提出が必要となります。ですので、意見書をお渡しいたします。（第七小学校のホームページからもダウンロードすることができます。）

おうちの人による登校前の健康観察をよろしくお願いします

のどの痛み・せき・くしゃみ・鼻水・頭痛・寒気・発熱・急な高熱・全身の痛み

など、インフルエンザかも！？と疑わしい症状がみられましたら、受診をおすすめいたします！

子どもたちの健康のため
ご協力をお願いいたします。